

令和4年度第6回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(12人)

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 小林 | 功 | | |
| 会長職務代理者 | 14番 | 小宮山 | 晃次 | | |
| 委員 | 2番 | 草刈 | 章博 | 3番 | 池本英夫 |
| | 4番 | 竹下 | るみ子 | 5番 | 葉狩健一 |
| | 6番 | 春摘 | 要 | 7番 | 長石憲太郎 |
| | 9番 | 寺坂 | 富雄 | 10番 | 植木克茂 |
| | 11番 | 前川 | 義憲 | 12番 | 細山周 |

4. 欠席委員(2人) 8番 國岡美保子 13番 國岡智志

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 15番 | 谷口真一 | 16番 | 寺坂静雄 |
| 17番 | 西沖和己 | | |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和4年度第6回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。

開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。

ちょうど農繁期という忙しい時期になりまして、皆さん大変多忙な時期であろうという風に思っております。収穫期の天候が非常に悪いようで、台風の影響以降、収穫、刈り取り以降に適した天候でないという感じを受け取りました。

さて、先般、農業委員会の会長及び事務局長会議が、倉吉市のシティホテルで開催されました。その日は全国農業会議所の農地利用最適化担当の組織部長 佐藤洋平氏を迎えて講演をしていただきました。講演の後、意見交換会をやったわけでございますけれども、題目は人・農地などの関連施策の見直しと、今後の農地利用最適化の推進についてということでありまして、やはり農地利用の最適化、これが先ず必要なわけであります。特に、現在8月から全国的に10月まで農地利用状況調査ということをやっていたいております。皆さんには大変お忙しい中を、農地の状況調査ということで大変だろうと思っておりますけれども、本来、農業委員、最適化推進委員ひとりひとりが一筆毎の調査をして、その現状と今後の扱いをどうしたらいいのかということになろうかと思っております。

そこで、農業委員会法なり色々な中で、皆さんご存じのとおり、国会で農業経営基盤強化法の一括法案が成立したわけでございますけど、特に先般の講演を聴いておりますと、農業経営基盤強化促進法と農山漁村活性化法が新たに今度の取り組みとして出てきたわけであります。

農山漁村活性化法というのは、現在の農地が十分確保できない場合においては緩衝地帯を林地化するとか、飼料畑にするとか、そういう形の対応をして、残された農地というものを如何に守り生かしていくかということが、大きな課題になってきているところでもあります。

食料・農業・農村基本法が1999年、一番元は1961年が旧基本法でありました。新たな基本法というのは1999年にですね、何をひとつの指針においたやったかと言いますと、やはり食料の安全供給の確保であります。

一つ目の内容を見ますと、国内生産の増大を、輸出と備蓄を組み合わせ、必要最低限の食料は不足時に供給が確保出来るような形を取っていただきたいと。

もう一点は、農業の多面的機能の発揮です。この時期から多面的機能事業ということで、皆さんが色々取り組んでおられます。当時は、一番元はそこまでいっていないですが、これは国民生活の経済安定への、将来にわたっ

| | |
|--------|--|
| | <p>での発揮をどのようにやっていくかということでもあります。</p> <p>三つ目が農業の持続的な発展ということでもあります。必要な農地の資源と担い手の確保、それから広域的で望ましい農業構造の確立。もう一点は、農業の自然循環機能。いま、循環型の農業ということもありますけども、維持増進・環境・調和、ということでもあります。</p> <p>四つ目が、農村の振興。農村は農業の持続的発展の基盤であると。</p> <p>ところが、コロナ禍とロシアによるウクライナ侵攻ということで、本当に物価も上がり、食料の需給バランスが取れないということで、はじめて国会議員なり国としても食料安保ということを申し上げてきました。</p> <p>そこで、課題の一点で、今度は基本法を検証していこうではないかということで、座長には岸田首相がなられて、開かれたと。これのお題目は、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部というのが立ち上げられて、そのこの本部長ということで、岸田首相がなられたということでもあります。</p> <p>その中には、食料・農業・農村基本計画、この中で安全保障の強化を図っていくと、食料のですな、ということで、さっき言いました1999年の同法制化以降の情勢変化によって見直しを検討していく必要があるであろうというふうに、今日の新聞では載っております。</p> <p>この中で、前回の会合ではスマート農林水産業、あるいは推進、それから農林水産物食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化、環境負荷低減ですな、いま肥料も色々高騰しておりますが、そういう点もあり、食料安全の安保の強化ということでもあります。</p> <p>そういうふうなことで、秋から食料・農業・農村基本計画の内容について検討されるということでもありますけれども、我々が現場において、どのような今の実状というものを見ていただいて、現場の意見をこの食料安保に向けての発信も、私は必要になってくるではなかろうかな、こういうふうに思っておるところでもあります。</p> <p>そこで、皆さんには、やはり農業委員、農地利用最適化推進委員としての使命があるわけでございますけれども、その中で地域農家の皆さんが、本当に持続可能な農業がやっていけるかどうかにつきましては、皆さん方がリーダーとなり、コーディネーター役としての使命を果たしていただき、今回の農地利用状況調査、これによって農家と接点を持ちながら、現状の農地をいかに方向性を示していくか、ということが大きな課題であろうというふうに私は思っておりますので、その点も踏まえていただいた中で、委員各位がそれなりの取り組みを図っていただきたい。</p> <p>以上であります。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは、総会に入ります。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>議長(会長)</p> | <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしということですので、それでは、5番 葉狩健一委員、6番 春摘要委員にお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p> |
| <p>事務局書記</p> | <p>それでは議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第2 報告第2号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p> |
| <p>事務局書記</p> | <p>それでは議案書の2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>認定電気通信事業者が行う、中継施設等の設置に伴う農地転用についてです。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、8件提出がありました。</p> <p>尚、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局書記 | <p>それでは、議案書の4ページをご覧ください。番号1番についてです。農地の所在が大字駒帰字前側68番2、地目は畑、面積220㎡です。権利種別は3条の無償移転、譲渡です。</p> <p>譲渡人は鳥取市北園2丁目111番地の●●●●さん、譲受人は駒帰67番地の●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●●●さんの経営規模拡大となっております。農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。櫛並橋と駒帰バス停の中間当たりにある譲受人の居宅裏の農地です。2ページに公図で、3ページが現況写真です。以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 12番 | <p>報告します。</p> <p>現地を確認の上、9月8日に双方に電話にて確認をいたしましたところ、10年ほど前から横川さんに農地を貸していたようで、●●●●さんは智頭町から出られておるといふことで、今後のことを考えた結果、横川さんに譲渡するということのように思われます。何も問題ないかと思えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議長(会長) | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に番号2について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局書記 | <p>同じく議案書の4ページです。番号2です。</p> <p>農地の所在は大字穂見字ツエノ下964番、地目は田、面積413㎡と、もう</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>一筆が、大字穂見字龍仏 986 番、地目は畑、面積 153 m²の合計 566 m²です。権利種別は 3 条の有償移転、売買です。</p> <p>譲渡人は鳥取市河原町鮎ヶ丘 1081 番地の●●●●さん、譲受人は三田 413 番地の●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>議案書では経営面積全てゼロとなっております。先の議案になるのですが、7 ページの議案第 3 号の利用権設定明細をご覧くださいますと、小作人に●●●●さんとありまして、こちらは●●●●さんの奥さんです。この●●●●さんの借受面積合計が 8,756 m²で、利用権設定契約を結ぶことで下限面積が満たせることとなります。実際には、智頭町にいられて借りていた農地があったのですが、契約が切れてしまって更新が出来ていなかったということで、今回を期に利用権設定をしてもらおうようにしております。</p> <p>場所ですが、別添の申請位置図の 4 ページをご覧ください。申請の 2 筆を示しております。5 ページ、6 ページに公図、7 ページ、8 ページが現況の写真となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、2 番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 2 番 | <p>番号 2 について調査の報告をします。</p> <p>8 月 28 日に関係者に確認しました。農地法第 3 条の審査基準に基づき調査しましたが、申請どおりで間違いなことを報告します。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議長(会長) | <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第 1 号 番号 2 について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 2 は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 3 議案第 2 号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号 1 について事務局に説明を求めます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 事務局書記 | <p>議案書の5ページをご覧ください。番号1についてです。</p> <p>二筆ありまして、一筆目が大字福原字下モ田42番1、地目、田、面積132㎡。もう一筆が同じく大字福原字家廻り43番13、地目、田、面積138㎡。合計270㎡です。</p> <p>所有者は鳥取市若葉台南六丁目23番30号の●●●●さん。</p> <p>非農地の事由としては昭和25年頃から製材所として活用しており、昭和60年頃解体し、現在に至るとなっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の9ページをご覧ください。先ほど、字が違いましたが、見ていただくと分かるように、二筆が隣り合っている土地となっております。10ページに公図を付けておりますが、字が違うため離れておりますが、実際はくっついている土地でして、11ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p> |
| 12番 | <p>9月3日に本人に確認して、現地を確認しました。</p> <p>現状はアスファルトが敷かれた状態で、現在は駐車場として使われておるそうです。ですので、農地でないことは確認しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局書記 | <p>同じく議案書5ページ、番号2についてです。</p> <p>農地の所在が、大字穂見字龍仏76番1、地目、田、面積は461㎡。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>所有者は鳥取市河原町鮎ヶ丘 1081 番地の●●●●さんです。 非農地の事由としまして「昭和30年に宅地として使用し現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の12ページをご覧ください。 13ページに公図、14ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p> |
| 2 番 | <p>番号2について調査結果を報告します。 8月28日に現地確認を行いました。申請事由のとおり問題ありません。 以上です。</p> |
| 議長(会長) | <p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議長(会長) | <p>全員賛成ですので、議案第2号 番号2は原案のとおり決定しました。 次に、日程第3 議案第3号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。 議案第3号につきましては、番号1及び7については、4番 竹下るみ子委員の世帯主が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p style="text-align: center;">(竹下るみ子委員退席 午後2時23分)</p> |
| 議長(会長) | <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局書記 | <p>議案書の6ページとなります。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>議長(会長)</p> | <p>8月19日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積は、田んぼが4,720㎡、畑が5,790㎡で、合計10,510㎡です。利用権を設定する者が5名、受ける者が2名となっております。期間につきましては、3年未満の契約が8,756㎡、5年から10年未満の契約が1,754㎡となっております。 それでは7ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>賛成多数ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。 竹下るみ子委員の復席を認めます。</p> <p>(竹下るみ子委員復席 午後2時25分)</p> |
| <p>議長(会長)</p> | <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第6回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時26分)</p> |

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年9月9日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一

智頭町農業委員会委員 春 摘 要